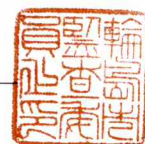


輪島市監査公表第12号

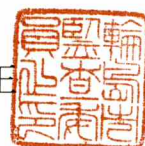
地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和元年12月5日

輪島市監査委員 高森 宝一



輪島市監査委員 大宮 正



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

令和元年11月8日（金） 都市整備課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高森 宝一

輪島市監査委員 大宮 正

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた令和元年度監査資料（平成31年4月から令和元年9月まで）に係る事務事業全般及び平成30年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

- 都市整備課は、移住・定住環境の整備を図り、中心市街地のまちづくりを積極的に推進している。「空家対策事業」と「居住誘導促進事業」はその一部と考えられるが、それぞれに更なる努力をお願いしたい。

- 空家データベースの掲載件数が10数件となっているが、市内では空家と思われる住宅が多数存在することから、所有者への掲載依頼や民間事業者の物件を掲載するなど、移住希望者などに興味を持ってもらえる充実した内容となるよう努めていただきたい。

- 市内に本店等を有する事業者が建築する住宅に対する補助を行う、居住誘導促進事業の利用者が少ないことから、利用を増加させるための施策の検討を行い、補助金交付要綱の改正なども視野に入れた、積極的な対応をしていただきたい。

- 公営住宅使用料滞納繰越分では、不納欠損処理や分割納付での収納、また悪質な滞納者へは法的対応を行うなど滞納額の減額に努力がみられる。また、使用者の公平性確保の観点から、今年度から公営住宅駐車場使用料が徴収されていることは評価したい。

- マリンタウンこどもの広場に隣接する石川県所管のイベントスペースにも利用できる親水護岸は、子どもが侵入すると危険な状況である。石川県と協議を行い、対策を行っていただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。